

## H28年計画（改定前計画）からの主な改定点の概要

※① 耐震化率の時点修正

※② 法律の改正に伴う記載の訂正

※③ 県補助事業へのメニューの追加

※④ 住宅所有者に対しての働きかけの追記

## 計画の位置付け

### 第1章 計画の目的と位置付け

- 1 計画の目的  
県民の生命や財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震改修促進法に基づき、耐震化の目標と施策等を定めます。
- 2 計画の位置付け  
耐震改修促進法に基づく計画  
新・元気とやま創造計画（県総合計画）、富山県地域防災計画、富山県住まい・まちづくり計画（県住生活基本計画）との整合
- 3 計画期間 平成28年度から令和7年度

### 4 計画策定の背景

- ・東日本大震災等による住宅及び建築物の甚大な被害
  - ・国における住宅・建築物の耐震化率の目標の見直し
  - ・平成31年1月の耐震改修促進法の改正  
**（耐震診断義務付け対象建築物の耐震化目標設定）**
- 5 想定される地震の規模・被害の状況  
本県で想定される地震は全て活断層による地震  
最大被害想定：呉羽山断層帯による被害  
予測死者数4,274人、死傷者約2万5千人、全半壊等建築物36万棟

※②

## 施策の推進

### 第3章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

#### 1 耐震化の取り組み基本方針

住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠です。県及び市町村は、関係団体と連携し、所有者等の取り組みを支援する観点から必要な環境の整備や施策等を検討し、耐震化が促進されるよう努め、所有者等・関係団体はそれぞれに求められる役割を果たします。

#### 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

- (1)住宅の耐震化支援
  - ・木造住宅耐震診断・耐震改修支援事業の推進
  - 倒壊から人命を守ることを目標とした、部分的な改修及び段階的な改修への支援、**並びに危険なブロック塀等の撤去等への支援**
  - ・診断実施者へのフォローアップの充実とニーズ把握
- (2)建築物の耐震化支援
  - ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援
  - ・多数の者が利用する建築物の耐震化支援

※③

#### 3 大地震に備えた事前対策の推進

- (1)地震時の総合的な安全対策
- (2)被災建築物応急危険度判定等の体制の整備
- (3)応急仮設住宅の供給体制整備
- (4)倒壊等により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策
- (5)がけ地近接等危険住宅移転事業の実施
- (6)土砂災害対策改修に関する事業

#### 4 耐震改修促進法に基づく耐震化促進策の周知等

- (1) **要緊急安全確認大規模建築物**について
- (2) 防災拠点施設について
- (3) 避難路沿道建築物について
- (4) 各種認定制度等による耐震化の促進

※②

### 第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

- 1 相談体制の充実  
県庁、市町村の建築担当窓口での耐震化相談窓口に加え、とやま住まい情報ネットワークによるとやま住宅相談所や地域住宅相談所を情報提供の場として活用します。
- 2 パンフレット等の作成・配布及び講習会等の開催  
パンフレットや耐震改修工事事例集の作成・配布、及び出前講座等の実施により普及啓発を図ります。
- 3 地震防災マップを活用した啓発活動
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の推進  
リフォームにあわせた耐震改修の推進を図るとともに、省エネや長期優良住宅化リフォームなどの施策と連携した普及啓発活動を行います。
- 5 防災査察・定期報告を活用した啓発活動  
多数の者が利用する建築物の耐震化の必要性・重要性について普及啓発を図ります。
- 6 町内会等との連携
- 7 **住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取り組み**  
**各市町村と連携して、旧耐震住宅所有者や耐震診断支援対象者に、戸別訪問やダイレクトメール及び電話連絡等により直接耐震改修を促します。**

※④

### 第5章 建築基準法、所管行政庁との連携

- 1 耐震改修促進法による指導等の実施
  - (1) 全ての住宅・建築物への対応
  - (2) 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応
  - (3) 公表などの対応
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施
- 3 所管行政庁等との連携

### 第6章 その他建築物の耐震診断・耐震改修の促進に必要な事項

- 1 市町村が定める耐震改修促進計画
- 2 建築関係団体、各市町村等との連携

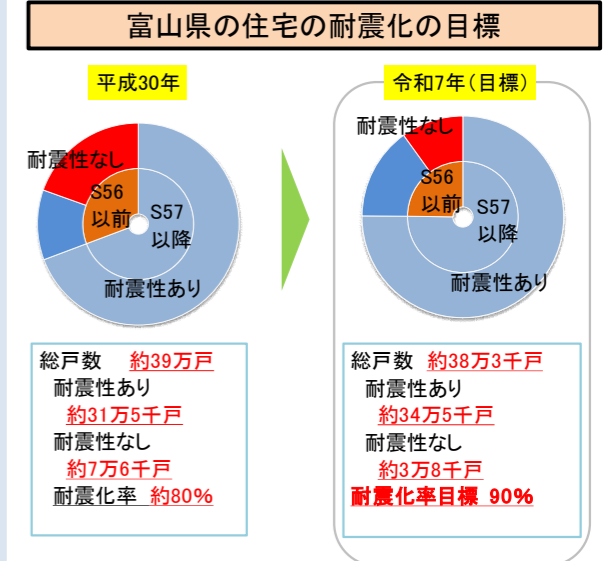
## 目標の設定

※①

### 第2章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

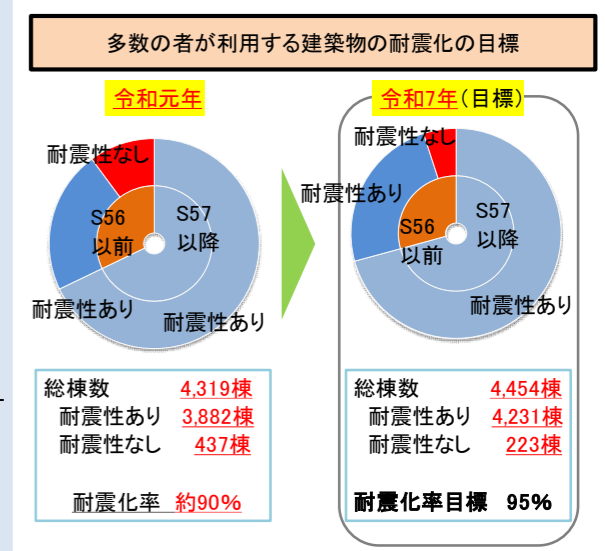
#### 1 住宅の耐震化率の目標

68% (H20)  
→72% (H25)  
→80% (H30:現況)  
→【90% (R7:目標)】



#### 2 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

72% (H18)  
→82% (H26)  
→90% (R元:現況)  
→【95% (R7:目標)】



#### 3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標

64% (R2:現況)  
→【80% (R7:目標)】

